

大阪府社会福祉事業団職員互助会とは

事業団役職員の福利増進を図るために各種給付金の給付および福利厚生事業を行う相互扶助の組織です。

I 互助会の概要

組 織

会 員 常勤の役員・職員就業規則第3条に定める職員

評 議 員 会 議決機関(7名で構成)

会 長 { 副会長(2名)
(内1名は職員で組織する団体の推薦)
(事業団理事長) { 評議員(4名)
(内2名は職員で組織する団体の推薦)

運営委員会の意見を充分尊重して①～④を議決する。

- ①事業計画および収支予算
- ②事業報告および収支決算
- ③諸規定と制定と改廃
- ④その他、会の運営に関する事項

監 事 3名(内2名は職員で組織する団体の推薦)
年度終了後2ヶ月以内に事業報告・収支決算の監査
(会計年度 4月1日から翌年3月31日まで)

運営委員会 審議機関(13名で構成)
職員の中から施設ごとに民主的に互選
会員の総意をこの会の運営に反映するために設ける。
評議員会の決議事項を審議する。評議員会への意見具申をする。

運営資金

運営資金	}	職員の会費(給料月額(給料に扶養手当を加えた額)の1000分の3に相当する額)
		※ただし、会則第3条第2項に規定する会員については、契約報酬または代替賃金を給料月額とする。
		資産から生ずる収入
		事業に伴う収入
		その他の収入

II 事業内容

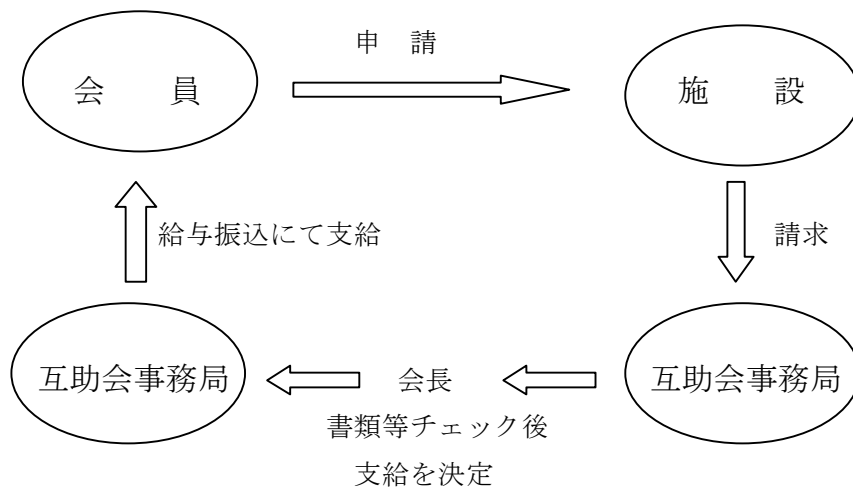
事業	}	一般給付事業	①入院療養補助金の給付
			②死亡弔慰金の給付
			③災害見舞金の給付
			④銀婚祝金の給付
			⑤遺児給付金の支給
			⑥休業見舞金の給付
			⑦介護休業手当金の給付
			⑧資格取得祝い金の給付
		福利事業	①宿泊施設利用援助事業
			②サークルに対する助成金制度
			③グループ旅行に対する補助制度
			④資格取得に対する補助制度
			⑤ボランティア活動費用助成制度
			⑥OSJコミュニケーションイベント
			⑦研修費用に対する助成金制度実施要綱
			⑧その他、会員の福利増進のための事業

Ⅲ 一般給付事業

(1) 入院療養補助金	会員が疾病または負傷によって15日以上入院療養を受けたとき
	15日以上入院した日から一会計年度を通じ90日以内を限度として1日につき1,000円を支給する。
(2) 死亡弔慰金	会員・会員の配偶者・会員の扶養家族（健康保険法に定める扶養家族）が死亡したとき
	会 員 60,000円 配偶者 30,000円 扶養家族 20,000円
(3) 災害見舞金 (注) 自然災害は当分の間 適用しない	会員が、水・火・震災などの不可抗力により住居および家財について災害をうけたとき
	災害の程度が 全部 2,000,000円以内
	災害の程度が 1/2 1,000,000円以内 災害の程度が 一部 100,000円以内を支給する。
(4) 銀婚祝金	会員が結婚して25年を経るとき
	祝い金として25,000円を支給する。
(5) 遺児給付金	会員が死亡し、満18歳未満の遺児（健康保険法に定める扶養家族）があるとき
	遺児1名 120,000円
	遺児2名 180,000円
	遺児3名以上 240,000円を支給する。
(6) 休業見舞金	会員が6月1日または12月1日に継続して休業しているとき
	6月1日 6,000円
	12月1日 12,000円を支給する。
(7) 介護休業手当金	職員の育児休業・介護休業等に関する規則により介護休業の承認を受け、無給または一部無給となった者に介護休業期間中にかかる、介護休業手当金として1日につき給料日額（職能給＋年齢給＋扶養手当）の100分の20に相当する額を給付する。ただし、会則第3条第2項に規定する会員については、契約報酬または代替賃金を給料月額とする。

<p>(8) 資格取得祝い金</p>	<p>下記に記載する資格を取得したときに、祝い金として 10,000円を支給する。</p>
	<p>(1) 介護福祉士 (2) 社会福祉士 (3) 介護支援専門員 (4) 主任介護支援専門員 (5) 精神保健福祉士 (6) 認知症ケア専門士 (7) 衛生管理者 (8) 危険物取扱責任者 (9) 介護予防運動指導員 (10) 健康運動指導士 (11) 健康運動実践指導者 (12) 健康介護コンシェルジュ検定（1級～3級） (13) 社会福祉会計簿記認定（初級・中級・上級／簿記会計・ 上級／財務管理） (14) 日本商工会議所簿記検定（1級～4級） (15) 社会保険労務士 (16) MOUS（マイクロソフトオフィススペシャリスト） スペシャリストまたはエキスパートのうち、次のバージョン</p> <p>① Word(2010, 2013, 2016) ② Excel(2010, 2013, 2016) ③ PowerPoint(2010, 2013, 2016) ④ Access(2010, 2013, 2016)</p>

給付金の請求方法



<書類の確認>

- ①施設名・職員番号・氏名・捺印等の確認
- ②添付書類・請求額の確認
- ③請求期限は事実発生後から3ヶ月後まで有効

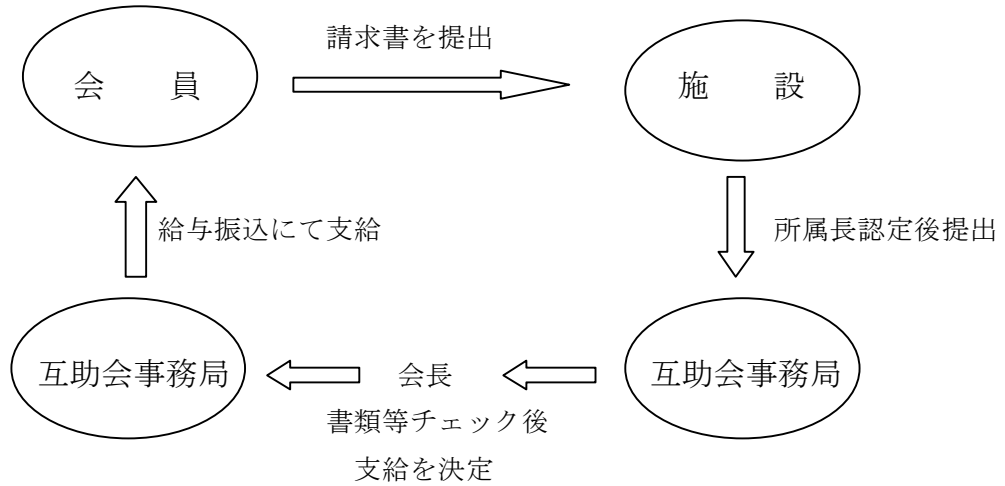
★補助金に係る申請書や請求書の用紙は、大阪府社会福祉事業団 職員互助会ホームページ (<http://www.osj.or.jp/gojokai/index.html>) から取得できます。

IV 福利事業

(1) 宿泊施設利用	指定する宿泊施設を利用する場合、1泊につき2,000円を援助する。ただし援助上限は2泊(4,000円)までとする。
(2) サークルに対する助成金	会員相互の親睦を目的としたサークルに対して年間3万円を上限として助成を行う。但し、新たに設立したサークルについては、初回に限り年間5万円を上限として助成を行う。
(3) グループ旅行に対する助成金	会員の交流及びリフレッシュを図ることを目的とした4名以上の会員が参加するグループ旅行に会員が参加した場合、1人あたり宿泊旅行の時は1万円、日帰り旅行の時は5千円を上限として、グループ旅行計画書に記載され、承認を得て参加した会員個人に対して行う。
(4) 資格取得及び更新に対する補助	会員のスキルアップを目的として下記に記載する資格取得及び更新に対して補助を行う。取得のための補助は以下の受験費用に対して2万円を上限として、行うものとする。ただし、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団公費の支給を受けて受験または更新するものを除く。
	<p>【取得】</p> <p>(1) 社会福祉会計簿記認定 (初級・中級・上級／簿記会計・上級／財務管理)</p> <p>(2) 日本商工会議所簿記検定(1級～4級)</p> <p>(3) 社会保険労務士</p> <p>(4) MOUS(マイクロオフィススペシャリスト) スペシャリストまたはエキスパートのうち、次のバージョン</p> <p>①Word(2010,2013,2016)</p> <p>②Excel(2010,2013,2016)</p> <p>③PowerPoint(2010,2013,2016)</p> <p>④Access(2010,2013,2016)</p> <p>(5) 認知症ケア専門士</p> <p>(6) 福祉住環境コーディネーター(1級～4級)</p> <p>(7) 健康運動指導士</p>

	<p>(8) 健康運動実践指導者 (9) 健康介護コンシェルジュ検定 (1級～3級)</p>
	<p>【更新】</p> <p>(1) 認知症ケア専門士の更新に必要な生涯学習参加費及び手数料 (生涯学習等の会場までの交通費は除く) 但し、更新月の前月から遡り12ヶ月間に受講したものに限る。</p> <p>(2) 健康運動指導士の更新に必要な講習会費及び手数料 (講習会等の会場までの交通費は除く)</p> <p>(3) 健康運動実践指導者の更新に必要な講習会費及手数料 (講習会等の会場までの交通費は除く)</p> <p>(4) 第2条第1項第1号から第6号及び第8号から第9号に規定する資格取得のための受験費用</p> <p>(5) 健康介護コンシェルジュ (1級～3級) 資格取得に必要な検定料</p>
<p>(5) ボランティア活動費用助成</p>	<p>会員が社会貢献をすることを目的としてボランティア活動にかかる交通費等に対して1年度あたり5万円まで助成する。</p>
<p>(6) OSJ コミュニケーションイベント</p>	<p>会員相互のコミュニケーションを図ることを目的にOSJ コミュニケーションイベントを開催する。</p>
<p>(7) 研修費用に対する助成金</p>	<p>会員のスキルアップを目的として研修費用に対する助成を行う。ただし会員1人につき年間5,000円を上限とし、受講回数については制限しないものとする。</p>

福利事業 補助金等の支給方法



<書類の確認>

- ①施設名・職員番号・氏名・捺印等の確認
- ②添付書類・請求額等の確認
- ③請求期限は事実発生後から3ヶ月後まで有効

★補助金に係る申請書や請求書の用紙は、大阪府社会福祉事業団 職員互助会ホームページ (<http://www.osj.or.jp/gojokai/index.html>) から取得できます。

宿泊施設利用援助事業の要領

(事業目的)

会員の福利増進事業の一環として、保養所等の宿泊料金の一部を援助する。

(対象施設)

別表 1 に記載する施設

(対象者)

大阪府社会福祉事業団職員互助会会員

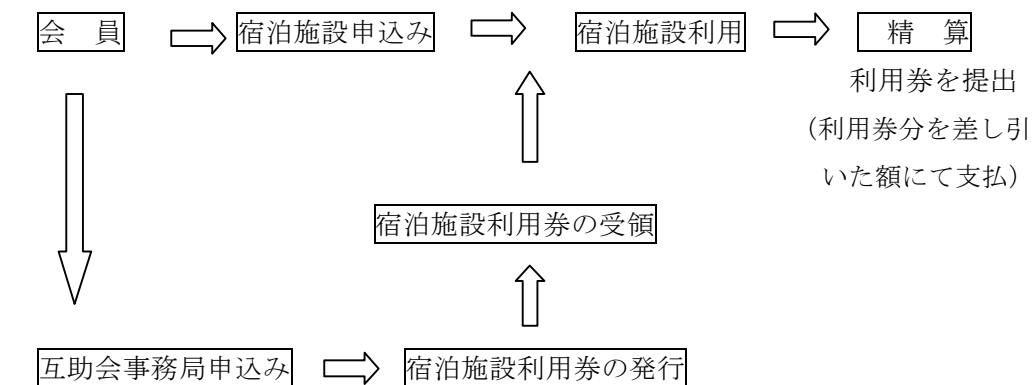
(利用限度)

1 会計年度 2 泊までとする。

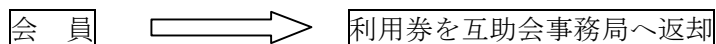
(援助内容)

宿泊施設を利用する場合、1 泊につき 2, 0 0 0 円を援助し、
援助上限は 2 泊(4, 0 0 0 円)までとする。

(利用手順)



キャンセル及び宿泊数を減らした場合



申し込みの受付開始・予約金の有無・宿泊料金・キャンセル料は、宿泊施設によって異なるので、予約する時に確認する。

(援助金の支払)

宿泊施設は、月単位に利用券をまとめ、援助金分を互助会に請求する。

互助会は請求に基づき、宿泊施設の指定口座へ振り込むこととする。

別表 1

宿泊施設名簿

宿泊施設名	所在地および電話番号
浜坂温泉保養荘	兵庫県美方郡浜坂町浜坂 7 7 5 ☎ 0 7 9 6 - 8 2 - 3 6 4 5
花のいえ	京都市右京区嵯峨天竜寺角倉町 9 ☎ 0 7 5 - 8 6 1 - 1 5 4 5

参 考

宿泊施設利用券

大阪府社会福祉事業団職員互助会事業		No.	
宿泊施設利用券			
利 用 施 設 名		利 用 年 月 日	
		年 月 日	
所属施設名			
職員番号		職員名	
本件はひとり1日1枚限り有効。2,000円の補助を致します。			
大阪府社会福祉事業団職員互助会			